

2025. 6. 18 改正

一般財団法人航空保安施設信頼性センター一定款

一般財団法人航空保安施設信頼性センター

一般財団法人航空保安施設信頼性センター一定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人航空保安施設信頼性センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くこと
ができる。

(目的)

第3条 この法人は、航空保安施設の保守点検、補用部品の在庫管理及び信
頼性の向上に関する調査研究等を行うことにより、航空保安施設の円滑な
運用に貢献し、もって航空交通の安全性の向上に寄与することを目的とす
る。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 航空保安施設の保守点検
- (2) 航空保安施設の補用部品の在庫管理
- (3) 航空保安施設の信頼性向上に関する調査研究
- (4) 航空保安施設の信頼性に関する知識の普及
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 2 章 資産及び会計

(資産の種類)

第5条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第172条第2項に規定するこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた基本財産
- (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産
- (3) 基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
（経費の支弁）

第7条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

（資産の管理及び運用）

第8条 この法人の資産の管理及び運用は、代表理事が行うものとする。
（事業年度）

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで

の間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならぬ。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配)

第12条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第3章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 4 章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第

1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、この法人の業務を統括し、会長並びに理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。ただし、代表権の行使に該当しない業務執行に限る。
- 4 常務理事は、会長、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の常務を統括する。
- 5 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第33条 この法人に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、代表理事の相談に応じることを職務とする。
- 3 顧問は、代表理事が委嘱する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務遂行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるときは、出席理事の互選により、議長を選出する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除

く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款第3条、第4条及び第14条第1項についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の

成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第45条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができます。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める賛助会員に関する規則によるものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事 務 局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 この法人は、法令及びこの定款で定めるところにより、主たる事

務所に、次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、かつ、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 許可等及び登記に関する書類
- (3) 評議員、理事及び監事の名簿
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 評議員、理事及び監事の報酬規程
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び決算書
- (8) 監査報告
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによる。

第 11 章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に

定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 この法人の最初の代表理事は佐藤淳造及び馬上清とし、業務執行理事は西端丈太郎及び山野光昭とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

　　浅野正一郎　井出　勝　今井孝雄　内田信正　大内　学　金子清明

　　長岡　栄　　松元　宏

附 則

この定款は、令和7年6月18日から施行する。